

鎌倉市図書館雑誌スポンサー制度要領

（趣旨）

第1条 この要領は鎌倉市の新たな財源の確保の一環として、鎌倉市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という）の実施に関し、鎌倉市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（制度の内容）

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌及び雑誌架に広告を掲載することで、新たな財源を確保し、雑誌資料の充実を図ることを目的とする。

- 2 広告を掲載するもの（以下「広告主」という）が雑誌の購入費用を負担し、鎌倉市の図書館（以下図書館という）の雑誌コーナーに配架できるようにする。
- 3 当該雑誌に合わせた雑誌カバーも購入することとする。
- 4 広告主は提供雑誌の最新号雑誌表紙及び雑誌架の扉、雑誌名のところに広告主の名称と提供された旨を提示すると共に、最新号雑誌カバー裏面にも広告を掲載できる。

（広告の掲載基準）

第3条 市長は鎌倉市広告掲載要綱第4条、及び鎌倉市広告掲載基準に基づき、広告主が雑誌スポンサーにふさわしいかどうかを判定する。

- 2 雑誌の提供期間内に前項に基づきふさわしくないと判断するに至った場合も、雑誌スポンサーを取消することができる。
- 3 企業・商店・団体等を対象とし、個人からの提供は対象外とする。

（提供雑誌及び提供先図書館の選定）

第4条 広告主は、図書館と協議のうえ、提供する雑誌及び提供館（中央図書館、腰越図書館、大船図書館、深沢図書館、玉縄図書館）を、図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。

（広告の規格等）

第5条 広告等の表示位置及びスペースは次のとおりとする。

- （1）最新号の表紙（バーコード貼付場所の上部）への表示にはスポンサー名を表示する。
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒
貼付位置 バーコード位置すぐ上部の中央
 - （2）最新号雑誌カバー
カバー裏面に片面広告を1枚貼付できる。
 - （3）雑誌架の扉、雑誌名下への表示 表示の大きさは1.5センチ×18センチとする。
- 2 広告主は、前項の表示位置のいずれも同一名称を用いる。
 - 3 スポンサー名表示及び広告は、広告主が作成する。

（広告等の提示期間）

第6条 広告等の提示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

(雑誌の配架位置)

第7条 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

(申込み方法)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするものは、「雑誌スポンサー制度申請書」に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて、図書館に持参、ファクシミリ、または郵送の方法により提出する。

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、抽選とする。ただし、年度途中で申込みが重複した場合は、先着順とする。

(広告主及び広告内容の決定)

第9条 市長は前条の申込みを受けた場合には、鎌倉市広告掲載要綱第4条、鎌倉市広告掲載基準及びこの要領により、スポンサー及び広告内容を決定する。

(審査結果の通知)

第10条 雑誌スポンサーに決定した場合には、雑誌スポンサー決定通知書により通知する。

(雑誌の納入方法)

第11条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が図書館に納入する。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日の午前中に図書館に納入可能な書店等とする。

(雑誌購入代金等の支払い方法)

第12条 図書館へ納品する雑誌の代金は、広告主が全額負担し、スポンサーが書店等に直接支払う。

2 雑誌カバーについては、スポンサーが直接購入する方法、図書館が発注し、所定の振込票により、入金を行う方法のどちらかを選択するものとする。

(雑誌の休刊等による変更)

第13条 提供雑誌が廃刊または休刊となった場合は、図書館と広告主は協議のうえ、別の雑誌に広告を切り替える。

(広告主の責任)

第14条 掲載の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(提供雑誌の所有権)

第15条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、鎌倉市に帰属する。

(その他)

第16条 この要領に定めない事項は、図書館と広告主にて協議して決める。

附則 この要領は、平成25年1月4日から施行する。